育 児 休 業（雇 用）証 明 書

保護者記入欄

被証明者（保護者）氏名
児童氏名
第1希望または在園施設名

事業主の方へ

（事業主様より証明書の記載をお願いします）

右記児童の保育施設入園申請・継続申請の要件確認に必要となりますので、二重枠線内に証明をお願いいたします。
なお、証明事項は、後日担当職員から確認をさせていただく場合がありますので、ご協力くださるようお願いいたします。

本証明が必要となる場合

1．現在、保育施設を利用しており、
育児休業取得中も継続して保育施設の利用を申請する場合
⇒ **①③について、ご証明ください。**

2．現在、育児休業を取得していないが、
今後育児休業を取得することを前提として、保育施設の利用を申請する場合
（この場合、育児休業取得前に保育施設へ入園することが要件となります）
⇒ **①②③について、ご証明ください。**
①については、取得予定期間をご証明ください。

①育児休業取得期間	平成・令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日
②雇用期間 ※育児休業取得中でない場合	平成・令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日 ※雇用期限に定めがない場合は、終期は未記載としてください。
③育児休業取得 対象児童氏名	
証明欄	（宛先）新潟市長 上記のとおり相違ないことを証明します。 令和　年　月　日 所在地 事業所名 事業主・代表者名 電話番号　（　）
証明内容についての 問い合わせ先	ご担当者様：　ご連絡先：

※復帰後は、改めて就労証明書の発行をご依頼いたしますので、ご承知おきください。
※本証明書は事業主が作成する書類です。事業主に無断で作成し又は改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があります。

【問い合わせ先】　幼保運営課（事務センター）　025-223-7372（9:00～17:00）

北区役所	025-387-1335	秋葉区役所	0250-25-5683
東区役所	025-250-2330	南区役所	025-372-6351
中央区役所	025-223-7232	西区役所	025-264-7340
江南区役所	025-382-4353	西蒲区役所	0256-72-8389

（R6.4.1 改正）